

情報ステーション



新緑号

2012 MAY by T's office

贈与について勘違いしていませんか？

親から子に、祖父母から孫に、金銭等を贈与しても年間（その年の1月～12月）110万円までは税金（贈与税）がかかりません。これは皆さんご存知ですね。しかし、金銭等を贈与しても、預金通帳、定期預金証書や印鑑を親が管理していたり、贈与の事実を子に知らせていなかったら、贈与したことにはなりません。単なる名義借りの預金ですね。そのようにならないためにも、110万円超の贈与をして贈与税を納め、贈与税申告書を保管し、贈与の事実を公にしておくことが最も有効な手段です。110万円以下なら税金がかからないからと言っても上記のように税務署から名義借りとしかみなされなくては意味がありません。また、扶養家族でない子供や孫たちに、生活費の援助として金銭等を与えれば、これは贈与となります。年間110万円を超える贈与は課税されます。

別生計の親族への資金援助には注意が必要です！

更正の請求期間の延長（23年末税制改正）

税金を納め過ぎた場合に納税者が税務当局に対して税額の減額を請求する「更正の請求期間」は申告期限から1年以内でしたが、5年以内に期限を延ばす改正が実施されました。同時に、これまで3年だった所得税、消費税の更正処分（税務署が税務調査等をした結果、申告漏れが発見された場合に強制的に税金を納めさせる処分のこと）の期間も5年（脱税等悪質な場合は7年）に延びることになりました。今後は、税務調査期間も5年間となる可能性があります。

顧客第一主義の会計事務所

～私達はあなたの企業の羅針盤です～

〒501-6115 岐阜県岐阜市柳津町丸野 5-104

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2012.5.7